

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月12日
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽成 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 小倉 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 小倉 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 100,000,000円 第2回新株予約権証券 1,495,800円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 201,215,800円
	(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）】

銘柄	コムシード株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。）
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。 また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金100,000,000円
各社債の金額（円）	金2,500,000円の1種
発行価額の総額（円）	金100,000,000円
発行価格（円）	各本社債の金額100円につき金100円。 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成28年5月28日
償還の方法	<p>1 償還金額 本社債の金額100円につき金100円 ただし、繰上償還の場合は本項第2項第(2)号及び第(3)号に定める金額による。</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還 本社債は、平成28年5月28日（償還期限）にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 繰上償還 当社は、平成26年8月28日以降、20営業日前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還することができる。</p> <p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 買入消却</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 株式会社サイカン（以下、「サイカン社」という。） 100,000,000円
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期間	平成26年5月28日

申込取扱場所	コムシード株式会社 経営管理部 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
払込期日	平成26年5月29日
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	<p>1 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

## (注) 1 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 2 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記表中「償還の方法」及び「財務上の特約（担保提供制限）」欄記載の規定に違背し、30営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

## 3 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

## 4 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

## （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である）。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項で定義される。）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  (1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。  (2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額  各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、1株につき360円とする。なお、転換価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整  (1) 時価（本項第(2)号 に定義される。）を下回る価額での発行による転換価額の調整  当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1}$ <p>時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価（本項第(2)号 に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記イの場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）  調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合  調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>

- 八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合  
 調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- 二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の取扱いは以下に定めるところによる。  
 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。  
 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (3) 本項第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。  
 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。  
 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 本項第(1)号乃至第(3)号より転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年5月29日から平成28年5月28日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 コムシード株式会社 経営管理部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	<p>1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項と同様の調整に服する。 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。</p>
--------------------------	---

	<p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編行為が生じた場合 本項の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	---

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計40個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

(1) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記(注)2に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(2) 本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 2【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	277個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	1,495,800円
発行価格	新株予約権1個につき5,400円(新株予約権の目的である株式1株当たり5円40銭)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	200個
申込期間	平成26年5月29日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	コムシード株式会社 経営管理部 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
払込期日	平成26年5月29日
割当日	平成26年5月29日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 上野支店

(注) 1. 第2回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成26年5月12日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。  
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	コムシード株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式277,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、360円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>99,720,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成26年5月29日から平成28年5月28日までの期間とする。</p> <p>但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 コムシード株式会社 経営管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 上野支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。但し、本新株予約権付社債の償還又は転換が終了していない場合は、本新株予約権を取得することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

（注）1. 本新株予約権の行使指示

（1）当社は、割当予定先との間での締結が予定される「コムシード株式会社第2回新株予約権コミットメント条項付き第三者割当て契約」以下「本契約」という。）に基づき、本新株予約権を行使することができる期間中の

セントレックス市場における当社の普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のセントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合(かかる場合を以下「条件成就」という。)、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる。

- (2) 条件成就の場合において、当社が割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる本新株予約権の個数は、条件成就の日のセントレックス市場における当社出来高の15%を、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数で除し、1株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限とする。
- (3) 条件成就の日において、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のセントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合、(2)の適用については、上記(2)「15%」とあるのは、「20%」とする。
- (4) 当社が割当予定先に対して行う本新株予約権行使の指示は、条件成就の日の翌日9時まで、行使を求める本新株予約権の数を記載した書面(電子メールを含む。以下「行使指示書」という。)による通知によるものとする。
- (5) 割当予定先が当社より本新株予約権行使の指示を受けた場合、割当予定先は、条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に、行使指示書に定められた個数の本新株予約権を行使するものとする。但し、上記(2)(3)にかかわらず、条件成就日を含む直近7取引日の総行使指示株式数は、割当予定先が当該条件成就日のセントレックス市場における当社の普通株式の普通取引終了時点で株式貸借契約に基づき保有(割当予定先が株式の振替を行うために開設した口座に、当該時点で残高として現に保有していることをいう。)している株式の数から、当該時点で割当予定先が既に新株予約権を行使したものの口座に反映されていない株式があればその数のうち「株式貸借取引に関する契約書」(割当予定先が当社株主の羽成正己との間で平成26年5月7日付にて締結した、当社普通株式を借り受ける契約をいいます。)に基づき貸借している株式の総数を超える株式の数を、控除した株式数を超えないように行われるものとする。
- (6) 当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する公表されていない事実又は事態(金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実をいう。以下同じ。)が存在する場合、若しくは当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、当社は本契約に基づく本新株予約権の行使指示を行うことができない。また、割当予定先又は割当予定先と契約を締結している者が、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の重要事実の存在及びその可能性、若しくは当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態の発生及びその可能性に関する認識を有している場合、本契約に基づく行使指定その他の合意等にもかかわらず、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない。

## 2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえで、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
201,215,800	4,215,800	197,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額（100,000,000円）及び本新株予約権の払込金額の総額（1,495,800円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（99,720,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴う価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用2,700,000円、登記関連費用800,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）715,800円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
  4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

## (2) 【手取金の使途】

(本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
『グリパチ』向けiOS版アプリの開発費(1)	27,000,000円	平成26年6月～平成26年8月
スマートフォンネイティブアプリの開発費等(2)	70,000,000円	平成26年6月～平成26年11月

上記の差引手取概算額97,000,000円につきましては、『グリパチ』向けiOS版アプリの開発費に27,000,000円を平成26年6月から8月までの時期に、スマートフォンネイティブアプリの開発費等に70,000,000円を平成26年6月から平成26年11月までの時期に充当する予定であります。

(本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
スマートフォンネイティブアプリの開発費等(2)	100,000,000円	平成26年12月～平成28年5月(3)

上記の差引手取概算額100,000,000円につきましては、スマートフォンネイティブアプリの開発費等に100,000,000円を平成26年12月から平成28年5月までの時期に充当する予定であります。

- (1) 『グリパチ』とは、グリー株式会社が運営する「GREE」において、パチンコ・パチスロメーカー各社協力のもと、実際のパチンコホールで稼動しているパチンコ・パチスロ機や、歴代の名機の実機シミュレーターをモバイルで遊ぶことができるバーチャルホールです。このため、ユーザー数の拡大には人気の実機シミュレーターをタイムリーにラインナップする開発費が必要となります。現在フィーチャーフォン向けとAndroid OS搭載スマートフォン向けに展開しておりますが、iOS搭載スマートフォン向けユーザーに新たに展開を図りユーザー数の拡大を図るものです。
- (2) スマートフォンネイティブアプリとは、ユーザーがスマートフォン端末上でプレイするスマートフォンゲームを大別し、スマートフォン端末のWebブラウザ上で提供されるゲームポータルマイページから遊ぶことができるスマートフォンブラウザゲームに対し、AppStoreやGooglePlayなどのアプリマーケットを経由し、ゲームアプリケーションソフトとして提供され単体動作するゲームソフトであり、複雑なゲーム表現ができる長所があります。「スマートフォンネイティブアプリの開発費等」につきましては、スマートフォンネイティブアプリの開発費として80,000,000円、運営費として90,000,000円の合計額を想定金額としております。
- (3) 本新株予約権の行使による払込金額は、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使状況により資金の調達時期及び調達する差引手取概算額には変更があり得ることから、調達資金の支出予定時期及び充当金額を変更する場合があります。当社としましては、本新株予約権の行使が進まず本資金調達が困難になった場合は、収益拡大を最優先とした事業戦略を着実に推進するとともに、その他の資金調達手段についても検討を行ってまいります。

当社は、携帯電話及びスマートフォン並びにパソコンのインターネットを通じて、ユーザーやパチンコ・パチスロホールに対しコンテンツの提供や情報の配信を行う、モバイル事業が主力事業となっております。

モバイル事業においては、スマートフォン市場が急速に成長する一方で、従来のフィーチャーフォン市場の段階的な縮小が同時並行的に進行しており、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。事業モデルにおいても「iモード」に代表される月額利用料収入を中心としたものから、スマートフォン向けのソーシャルゲームでは、ゲームコンテンツ自体は原則無料で提供し、これに付随するいわゆるアイテム等のオプション商品の購入などによる別途利用に応じた従量課金へと変化してきております。

これらの市場・事業環境の変化により、当社の事業モデルあるいは業績は大きく影響を受け、事業モデルについては、既にソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、これらの企画開発に注力しております。

当社は、平成24年4月よりグリー株式会社が運営・展開するモバイルゲームサイト「GREE」において、フィーチャーフォン向けソーシャルゲーム『グリパチ』の全キャリア対応が完了し、展開市場を拡げてまいりましたが、平成24年10月よりAndroid OS搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開を開始し、平成25年6月に第三者割当による新株式発行の払込みによる資金調達(以下、前年の資金調達といいます。)による資金によって、パチンコ・パチスロの実機シミュレーターアプリをタイムリーにラインナップしたことでユーザー獲得の強化が図れ、平成26年3月には登録者数が150万人(前年同期87万人)を達成いたしました。

当社としましては、本資金調達により調達した資金により新たにiOS搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開をすることでさらなるユーザー獲得の獲得が見込まれると考えております。しかしながら、スマートフォン向けアプリの開発費は、従来のフィーチャーフォン向けゲームの開発費に比べ開発費の負担が非常に重く、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続き、手元流動性の低下が見込まれます。このため本資金調達により資金を確保し、iOS搭載スマートフォン版『グリパチ』の初期投資とサービス展開により、当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の事業活動を安定的に行うとともに、収益の拡大を図る所存であります。なお、『グリパチ』向けiOS版アプリの開発費の支出予定時期は平成26年8月までを予定しておりますが、以降はコンテンツ制作の内製化を推し進めパチンコ・パチスロ機種の人気タイトルをタイムリーにラインナップを行い、ユーザー獲得の強化と早期の収益(マネタイズ)化を推し進めてまいります。

また、スマートフォン端末の普及に合わせスマートフォンゲームユーザーも引き続き拡大傾向にあるなか、通信環境の制約を受けにくいと言われるスマートフォンネイティブアプリがユーザーに幅広く受け入れられ、スマートフォンネイティブアプリ市場はダウンロード無料・課金型のスマートフォンゲームにおいても、中長期に渡るユーザー利用の定着化による課金から急速に拡大をしております。

当社は、本資金調達前より経営資源を集約しAppStoreやGooglePlayなどのアプリマーケット向けパチンコ・パチスロの実機シミュレーターアプリを提供してまいりましたが、当事業年度においてスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開をスマートフォン向けコンテンツビジネスの新たな事業戦略として位置づけ、現在3タイトルのビジネス化を計画しております。しかしながら、上述しましたようにスマートフォン向けアプリの開発費は負担が非常に重く、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続くこと、また、運営費として企画運営の件費や優良なコンテンツ確保のための契約金および最低保証額(ミニマムギャランティー)等が先行して支出されるため、人員の採用や契約時から売上金回収までの期間において手元流動性の低下が見込まれます。このため本資金調達により資金を確保し、新たに事業展開を推進することで収益の拡大を図る所存であります。なお、本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途であるスマートフォンネイティブアプリの開発費等の支出予定時期は平成26年12月から平成28年5月までを予定しておりますが、これは、本新株予約権の行使による払込金額が、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使状況により資金の調達時期及び調達する差引手取概算額には変更があり得ることから、調達資金の支出予定時期及び充当金額が変更となる場合もあり、本新株予約権の行使期間としております。また、資金の調達時期には変更もことからスマートフォンネイティブアプリの資金調達による資金使途については、本新株予約権付社債の発行により調達する資金と本新株予約権の発行及び行使により調達する資金新株予約権とに分けて資金使途を記載しており、資金使途につきましても人員の採用状況やコンテンツの獲得状況等により時期が変更になる場合があります。当社としましては、本新株予約権の行使が進まず本資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途手段による資金調達の検討を進めていく所存であります。

当社は、上述しましたように、収益を拡大し事業戦略を着実に推進することで、財務状況を改善し、結果として当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものと考えられるため、当社が計画する資金使途は合理性にかなうものと判断しております。

また、調達された資金は支出されるまでは銀行預金とし、安定的に管理をしております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社サイカン
本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役 角田 俊久
資本金	2,300百万円
事業の内容	オンライン・ネットワークを利用したゲームの企画、開発、サービスの提供
主たる出資者及びその出資比率	Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国) 95.65%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社株式を2,484,800株(所有議決権比率55.26%)保有する当社筆頭株主であります。
人事関係	角田俊久氏は、当社取締役を兼務しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	
名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成26年5月12日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

( ) 本新株予約権付社債及び本新株予約権証券の発行の目的及び理由

当社は、平成3年12月に海外ゲームの国内販売を目的に設立されたマイクロワールド株式会社を母体としておりますが、平成5年に事業活動を休止しております。その後、平成12年にパチンコクラブ・ドットコム株式会社に商号変更し、翌13年より株式会社日本テレネットが行っていた携帯電話向けコンテンツ配信サービス事業を引き継ぎ、事業活動を再開いたしております。現在、「より楽しく、より快適に、コミュニケーションの新たな種を蒔くコムシード」を企業理念として、携帯電話向けにパチンコ、パチスロゲーム及びパチンコに関連する情報提供事業を行っております。

当社が事業を展開している情報通信関連市場では、近年、市場環境が急激に変化を遂げており、海外メーカーの日本市場への参入拡大に加え、スマートフォン等の新たな端末機器群の本格的な普及により、技術的な革新はもとより、各種通信ソリューションの多様化、機器を接続する通信サービスの拡大等に対応することが求められ、現在の国内における携帯電話コンテンツ市場は、スマートフォン等の急速な普及が進む中、SNSプラットフォーム向けのソーシャルゲーム市場が引き続き拡大を続けております。

このような環境のもと、当社は、スマートフォン市場の成長と従来のフィーチャーフォン市場の段階的な縮小が進行し、ユーザーの市場移行による影響により携帯公式サイトへの課金対象会員数も減少傾向にあることから、事業モデルをソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを推進しつつ、スマートフォン向けアプリの企画開発に注力してまいりましたが、スマートフォン向けアプリの企画開発費用が、収益獲得前の先行投資的な費用の支出となる事業モデルであることから、平成24年3月期、平成25年3月期と連続して営業損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも引き続きマイナスの状況となり、このため平成25年3月期第2四半期より継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、財務面において手元流動性が急激に低下いたしました。

このため当社は、前年の資金調達を行い、財務リスク軽減を目的とする借入金返済に充当した金額を除き、調達した資金によってスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトが強化されました。しかしながら、前事業年度の第3四半期会計期間において黒字化を達成したものの、第4四半期会計期間においてスマートフォン向けパチスロ実機シミュレーターゲームのコンテンツはメーカー実機とタイアップであるため、メーカー実機の販売開始の遅れから有力な人気コンテンツの配信が遅延し、収益獲得前の先行的な費用支出をカバーできず当初の計画を達成するには到りませんでした。

ソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスについては、今後も市場の変化によっては引き続き当社の業績と成長も大きく影響を受けることから、当社の財務体質を強化するための新たな資金調達が急務となっております。

当社としましては、前述の「第14 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しましたとおり、新たにiOS搭載スマートフォン版『グリパチ』の初期投資によるサービス展開により、さらなるユーザー獲得の獲得が見込まれます。このためには十分な投資資金を確保し、当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の収益の拡大を図るとともに、事業活動を安定的に行う必要があります。

また、スマートフォンネイティブアプリ市場はダウンロード無料・課金型のスマートフォンゲームにおいても、中長期に渡るユーザー利用の定着化による課金から急速に拡大をしております。当社としましては、当事業年度においてスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開をスマートフォン向けコンテンツビジネスの新たな事業戦略として位置づけ、現在3タイトルのビジネス化を計画しております。このためには十分な投資資金を確保し、新たに事業展開を推進することで収益の拡大が図れるものと考えております。

当社としましては、収益面、コスト管理、財務面においても改善施策に取り組んでおりますが、本資金調達により調達した資金により、これらの事業への成長投資を行うことが可能となることで、当社の事業戦略を円滑に推進することができ、当社の競争力と収益力の向上が図れるものと考えております。

当社の財務状況に照らしても早急に、株主、債権者、取引先等ステークホルダーの皆様の当社に対する信用を回復することが、当社の企業価値の保全に極めて重要な状況にあることから、本資金調達を速やかに行い、この資金調達により財務基盤を確保し、成長に向けた投資を行うことで、収益力の拡大と信用力の回復を早急に実現することが必要であると判断いたしました。

( ) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、前年の資金調達においては事業転換モデルの転換に向けた投資資金と減少した手元資金の確保のため第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。本資金調達においては当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の収益拡大による事業活動の安定化を図るとともに、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資として捉え、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について以下のとおり比較検討を進めてまいりました。

銀行借入につきましては、上述しましたとおり当社は現況において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、与信枠の問題もあり多額の資金調達は事実上困難な状況であります。また、公募増資及び株主割当増資につきましては、多額の資金調達が可能であり既存株主への公平性に配慮した手法ではありますが、資金調達までの期間がかかることや第三者割当に比べ発行コストが割高であり、当社が過去連続して赤字を計上し無配が続いており現状では引受先が集まらないリスクが高く困難と判断いたしました。第三者割当による新株式の発行につきましては、一度に新株式を発行することで必要資金の調達は可能となりますが、当社株式のように流通性が低い場合、株価変動による影響によっては有利発行や大規模な第三者割当の規制懸念もあり、また同時に1株当たり利益の希薄化が発生することで株価への影響が大きい手法でもあります。当社は、前年の資金調達においては事業転換モデルの転換に向けた投資資金と減少した手元資金の確保のため、第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。これは財務状況の悪化による上場廃止基準抵触のリスクや信用不安等のリスクを回避し、これらを払拭するための資金が必要と判断し、希薄化が発生する中で株式の第三者割当を実施いたしました。本資金調達においては当社の収益基盤となるスマートフォン版『グリパチ』の収益拡大による事業活動の安定化を図るとともに、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資に必要な資金の確保を目的としておりますが、わずか1年後の資金調達についても既存株主の皆様への株式の希薄化リスクは避けるべきであると考えております。

当社といたしましては、既存株主の皆様への株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、短期間に調達した資金を前述の中期的な施策に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することを目指しております。当社が事業を推し進める上での自己資本の充実を勘案した財務基盤の強化、金利負担、中期的な事業への資金調達を総合的な観点から検討した結果、今回の割当予定先に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた本資金調達方法が、最適であると判断いたしました。

2つの調達方法を組み合わせる理由としては、本新株予約権付社債は短期間で資金調達が可能であり、本新株予約権が行使された場合には、当該行使によって当社の資本金が増加し資本の充実にもなる財務基盤の安定化も期待できることから、割当予定先の許容の範囲で資金調達額を設定することが可能であります。さらに、本新株予約権について当社株価が権利行使価格から割当予定先が想定する額を上回った場合には権利行使を行います。行使状況を踏まえた上で本新株予約権付社債の割当予定先が権利行使を行うことにより株主価値の急激な希薄化を避けることが可能となります。また、この権利行使により自己資本の拡充が期待でき、行使期間中に資本政策の変更が必要となった場合は、当社の判断により残存する本新株予約権の一部を取得することができる等の自由度があり、環境の変化に臨機応変に対応することが可能となります。

なお、本資金調達方法である本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先の検討にあたり、当社が割当先に求める選択基準として重視したのは、以下のとおりであります。

1) 純投資の意思表示と純投資実績を有すること

当社は、平成25年6月に専務取締役塚原謙次が新たに経営陣に加わり、事業モデルをソーシャルゲームおよびスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを推進し業績の回復を図っております。割当先の選定にあたっては経営方針に介入せず純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や中期事業計画について当社の経営方針を尊重していただける意思表示が望ましく、また、事業環境の変化に即応した事業展開のためには、適時に必要な資金の確保ができる可能性が高い判断材料として、過去に純投資の実績があることが最適と判断しました。

2) 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと

本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって実行することが可能なため、新株発行の場合のように供給が一度に行われる場合に比べ株価への影響と希薄化は抑制できます。また、転換価額及び行使価額を一定の金額で固定することで、交付株式数が当初予定より増加し希薄化を生じさせないことを条件にすることが最適と判断しました。

3) 株式流動性の向上に寄与すること

株式市場における当社株式は市場の流通性が低く、本転換社債型新株予約権や本新株予約権の行使により発行される当社株式を順次市場で売却されることで流動性が向上し、株式需給の急速な変化による株価への影響の軽減にもつながり、市場における売却意思の表明が望ましいと判断しました。

4) 柔軟な資本政策を確保すること

事業環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に買戻しが実行できるように新株予約権付社債及び新株予約権に繰上償還条項及び取得条項を付すことで、一定期間の経過後、当社取締役会決議により払込価額と同額で割当予約先から当社が取得することが可能とする条件に同意できることが最適と判断しました。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価や流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定した金額を下回る可能性があるものの、本資金調達方法によって自己資本の充実による財務基盤の安定化を図り、スマートフォン向けコンテンツビジネスの安定的化と強化を図ることで、既存株主の皆様をはじめステークホルダー各位の期待に応えられるものと考えており、もっとも資金調達の可能性が高いものであると判断いたしております。

( ) 割当予定先を選定した理由

このような状況から、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達を行うこととし、今後の事業展開における重要なビジネスパートナーとして関係の強化と事業シナジーが期待できる事業会社や、当社の事業概要及び事業戦略を理解したうえで当該資金調達に賛同いただける事業会社を割当予定先として検討してまいりました。

当社は、今般の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に当たり、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、企業価値と株主価値の向上に繋がる割当先として、サイカン社とマイルストーン社を選定いたしました。

株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社につきましては、平成26年3月31日現在当社株式を2,484,800株(所有議決権比率55.26%)保有する当社筆頭株主であり、当社の直接的な親会社としてサイカン社の親会社となるCykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)とともに、日ごろから当社の事業戦略の実効性、成長の可能性、自己資本の充実の必要性に深い理解を有し、当社の事業推進に対しての支援を表明されております。Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)はオンラインゲーム事業での成功実績があり、中長期の事業方針をスマートフォン向けコンテンツビジネスへの展開に転換したことで、当社との事業シナジーを期待し資本提携の維持を図ってまいりました。このためサイカン社も親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)とともに、本資金調達につきましても、純投資であることの意味表明をしており、前年の資金調達においても引受先としての実績もあります。

サイカン社は、本転換社債型新株予約権が全部行使された際、同社が引き続き当社の筆頭株主となりますが、サイカン社は、当社とサイカン社の親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)がスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開をグループとして、スマートフォン向けコンテンツビジネスの新たな事業方針とすることから、当社の資金調達によって新たな大株主が出現し事業方針の変更を余儀なくされるリスクは防止するものの当社の経営に介入する意思がないと表明しておりますし、当社が公表しておりますコーポレートガバナンス報告書で、サイカン社は親会社グループの方針として当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重するとしており、本転換社債型新株予約権を行使する際も株主価値の急激な希薄化をもたらさないため、他の割当予定先の行使状況を踏まえたうえで行うことの意味表明をされており、株式流動性の向上についても理解をいただいております。また、新株予約権付社債に繰上償還条項を付すことにつきましても同意されております。当社はスマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化する上で、Cykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)がオンラインゲームで培った海外におけるゲームコンテンツの企画及び開発力により、海外版権による事業シナジーが見込め、他社との差別化を図ること当社競争力の強化につながるものと考えております。

サイカン社の親会社(所有議決権比率95.65%)であり、当社の実質的な親会社であります。

#### マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社につきましては、平成21年2月に同社代表取締役である浦谷元彦氏により設立された東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受の実績があります。当社は、割当予定先となり得る事業会社や投資会社等を選定する過程で、当社専務取締役塚原謙次が、平成24年4月に資本政策のご提案を受けておりました本第三者割当増資の設計を担当した株式会社ブルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長野口真人、以下ブルータス社）取締役岡田広氏に、割当予定先となり得る候補先の紹介を依頼し、平成26年1月にマイルストーン社をご紹介いただきました。秘密保持契約書を締結後、平成26年2月にマイルストーン社代表取締役浦谷元彦氏と、当社代表取締役羽成正己、専務取締役塚原謙次、取締役趙容駿が面談し、本資金調達の説明を行うとともにマイルストーン社の実績等についての説明を受けました。

当社はマイルストーン社との協議の結果、マイルストーン社から上述の本資金調達方法における当社の要望を受け入れた上で、本新株予約権の引き受けに応じることが可能であるとの回答が得られました。

当社は、今回の資金調達実施に当たり、当社事業の進捗を図るため親会社であるサイカン社という割当予定先に加え、当社の事業内容や当社グループの中期事業計画に賛同いただき、事業を推進するうえで当社グループの経営に関与しない純投資を目的とした投資を行うとともに、当社の株式の流動性が低いことから投資後は最終的に市場で売却していただくことで流動性の向上に寄与していただける割当予定先として、適時に必要とする資金の確保ができる可能性が高い事業会社であると判断し、秘密保持契約を締結の上、当社は改めて経営環境、事業戦略及び本第三者割当増資の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性についてご理解が得られ、また、当社としましても、上記に加え、本新株予約権の行使する際、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを表明されましたことで、マイルストーン社を割当予定先として選定することといたしました。また、本新株予約権に取得条項を付すことにつきましても同意されております。

#### (3) 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

##### 本新株予約権付社債

株式会社サイカンに割り当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式の総数は277,777株であります。

##### 本新株予約権

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は277,000株であります。

#### (4) 株券等の保有方針

##### 株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、当社の親会社として親子関係の継続を前提として割り当てを受けており、本転換社債型新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、中長期保有の方針であることを口頭で確認しております。

##### マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、口頭にて表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、本新株予約権付社債の引受けに係る払込みに要する資金について、当社との払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、Cykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）を親会社とする企業グループにおいて十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、サイカン社の直近の財務諸表（平成25年12月期決算）により現金及び預金の残高（平成25年12月31日現在3百万円）を把握したうえで、サイカン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。サイカン社は本新株予約権付社債の引受けに係る払込みに要する資金を、株式会社サイカンホールディングス（日本）が平成26年1月に不動産売却を原資とした資金を保有しており、サイカン社はグループ間の資金調達により平成26年5月7日に本新株予約権付社債の引受けに必要な資金を確保しております。当社は株式会社サイカンホールディングス（日本）からも不動産売却の契約書や普通預金の入金履歴及び直近の預金残高を確認し、ヒアリング内容と相違ないと判断しました。また、親会社として本新株予約権付社債の引受けに係る払込みの意思表明をしていることから、問題はないものと判断しております。

サイカン社と同じく、Cykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）を親会社とする当社の兄弟会社であります。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社とは、本新株予約権の引受けに係る払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、マイルストーン社の直近の事業報告書（平成26年1月期決算）により現金及び預金の残高（平成26年1月31日現在1,041百万円）を把握したうえで、マイルストーン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。当社はマイルストーン社から平成26年4月15日現在の預金残高照会結果を入手して直近の預金残高を確認し、マイルストーン社は引受けに係る払込みに必要な自己資金を保有しており、問題はないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、非上場企業ではありますが、当社が名古屋証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」において、当社は上場企業として反社会的勢力等に関する方針・行動基準を公表しており、サイカン社が名古屋証券取引所の定める適時開示及び企業行動規範を初めとする諸規定を遵守し、当社の上場維持に協力を表明していることから、サイカン社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社は、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨、反社会的勢力等と意図的に取引等を有していない旨などについて直接確認するとともに、当社は、株式会社ディー・クエスト（住所：東京都千代田区神田駿河台三丁目4番、代表者：代表取締役脇山太介）の反社会的勢力調査レポートの内容からも反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、株式会社帝国データバンク（住所：東京都港区南青山二丁目5番20号、代表者：代表取締役後藤信夫）の信用調査レポートの内容で得られた企業情報から当社がインターネット検索サイトを利用し反社会的勢力との関わりを調査した結果においても反社会的勢力等との関わりを疑わせる情報は検出されませんでした。以上から総合的に判断し、当該割当予定先については反社会的勢力等関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先である株式会社サイカンは、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできません。

また、割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### 本新株予約権付社債

当社は本転換社債型新株予約権の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、発行規模、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者機関であるブルータス社に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該報告書では、一定の条件（株価（取締役会決議日の前営業日における当社普通株式の終値）、権利行使期間（2年）、無リスク利率（0.085%）、株価変動性（154.03%）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（イ）当社は基本的には割当先の転換を待つものとする。満期時点において残存する対象新株予約権付社債については償還を行う。ただし、株価が転換価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動するものとする。（ロ）割当先は大株主であるため、株式の売却を想定しておらず、議決権比率を維持するために対象新株予約権付社債を転換するものとする。転換する個数については、同時発行する新株予約権の割当先の行動に合わせるものとし、新株予約権の累積行使株式数が対象新株予約権付社債の1個当たりの株式数を超える毎に、随時1個ずつ転換するものとする。）、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権付社債の発行要項及び割当契約に定められた諸条件）の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした公正価値（額面100円当たり97円72銭）を算定しております。

本転換社債型新株予約権の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成26年5月9日）の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の普通取引の終値399円を参考とし、1株当たり360円（ディスカウント率9.77%）に決定いたしました。転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本転換社債型新株予約権の転換価額は、名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の当該直前営業日までの1か月間の終値平均396円に対する乖離率は9.09%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均484円に対する乖離率は25.62%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均492円に対する乖離率は26.83%となっております。

当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とブルータス社の算定した公正価値（額面100円当たり97円72銭）と比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回らないこと、また、転換価額についても固定であることから、特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

#### 本新株予約権

当社は本新株予約権の発行価額の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者機関であるブルータス社に本新株予約権の価値評価を依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該報告書では、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（イ）当社は基本的には割当先の権利行使を待つものとする。ただし、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動するものとする。（ロ）割当先は株価が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。ただし、売却にあたっては、市場への影響を考慮し、1日に売却できる株式数を、1日当たり平均売買出来高の5%とする。）、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件）の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした公正価値（新株予約権1個につき5,400円）を算定しております。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成26年5月9日）の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の普通取引の終値399円を参考とし、1株当たり360円（ディスカウント率9.77%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における本新株予約権発行に係る取締役会決議日の当該直前営業日までの1か月間の終値平均396円に対する乖離率は9.09%、当該直前営業日ま

での3か月間の終値平均484円に対する乖離率は25.62%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均492円に対する乖離率は26.83%となっております。

当社は、本新株予約権の発行価額はブルーアス社の算定した公正価値と同等の、1個当たりの払込金額を5,400円(1株当たり5.4円)としており、当該発行価額は適正かつ妥当な金額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債の価値評価及び本新株予約権の価値評価を依頼したブルーアス社は、主に上場会社及び非上場会社の株式、新株予約権、社債などの診断・査定の事業を営んでいる会社であります。当社は、平成26年1月21日に秘密保持契約を結んだ後、本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値評価にかかる業務委託契約を同社と締結いたしております。当社は、今回の資本調達の見直し過程で、同社についても前述の割当予定先に対する反社会的勢力等との関わりに係る調査を同様に実施し、同社についても反社会的勢力等と関係がないものと判断しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株予約権付社債の転換による株式数及び本新株予約権の行使による株式数は、それぞれ277,777株及び277,000株と合計554,777株(議決権数5,547個)となり、平成26年5月12日現在の発行済株式総数4,513,400株(議決権数44,968個)に対しては12.29%(議決権比率12.34%)の希薄化が生じます。これにより、既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

当社は、スマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、前事業年度において第3四半期会計期間は黒字化を達成し、業績が改善傾向ではあるものの通期での黒字化には至りませんでした。また、今後も当社を取り巻く事業環境の変化が激しいことも見込まれることから、iOS搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開による事業拡大と、新ビジネス領域であるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開を推進し収益拡大を図るためには、機動的な資金投入を行うため、多額の資金を調達することが必要であります。

しかしながら、前述しましたとおり、銀行借入につきましては現況において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、与信枠の問題もあり多額の資金調達は事実上困難な状況であります。また、公募増資及び株主割当増資につきましては当社が過去連続して赤字を計上し無配が続いており現状では引受先が集まらないリスクが高く困難であります。

当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、短期間に調達した資金を前述しました「4 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」のとおり、中期的な施策に充当することにより、事業の強化を図り安定した事業収益とともに持続的な成長を確保するためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

当社としましては、現在のように厳しい経営環境の中、将来継続的かつ安定的に収益を計上できる企業となるためには、iOS搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開による事業拡大と新ビジネス領域であるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた当資金調達規模は相当であり、また必要であると考えております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は固定されており、それぞれ1株当たり360円あります。これは平成26年3月期の1株当たり純資産40.46円(前事業年度において1株につき100株の株式分割を行っており、期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。)を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去2期の1株当たり当期純利益は、平成25年3月期93.35円、平成26年3月期26.93円(前事業年度において1株につき100株の株式分割を行っており、各期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。)といずれもマイナスに留まっております。調達した資金をiOS搭載スマートフォン版『グリパチ』のサービス展開による事業拡大と、新ビジネス領域であるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に機動的にして投下し、早期の業績の回復を図り、事業年度損益についても黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益につきましても改善を図ることが可能であると考えております。

当社といたしましては、前述の「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況(2)割当予定先の選定理由( )本資金調達方法を選択した理由 4)柔軟な資本政策を確保すること」に記載のとおり、新株予約権付社債及び新株予約権に繰上償還条項及び取得条項を付すことで、事業環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に買戻しが実行できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、既存株主の皆様が保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断いたしております。

## (3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ277,777株及び277,000株と合計554,777株となりますので、平成26年5月12日現在の発行済株式総数4,513,400株（議決権数44,968個）に対して、合計12.29%（議決権比率12.34%）の希薄化が生じます。

当社は、本資金調達において本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を意思決定する過程において、公正を期するため当社監査役会（うち2名は社外監査役）に当該発行条件について妥当性の意見を求めました。

当社監査役会からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要領の内容及び前述のブルーアス社からの株価評価の算定報告書を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権は発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

当社といたしましては、平成26年5月12日開催の取締役会において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について検討した結果、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする今回の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社サイカン	東京都千代田区神田駿河台 三丁目2番地	2,484,800	55.26%	2,762,577	54.69%
マイルストーン・キャピ タル・マネジメント株式 会社	東京都千代田区大手町二丁 目6番2号			277,000	5.48%
株式会社応援団	東京都世田谷区桜二丁目1 番11号	163,200	3.63%	163,200	3.23%
ビーエヌピー パリバ セキュリティーズ サー ビス パリス ジャス デック ノー トリー ティ (常任代理人香港上海銀 行東京支店)	3 RUE D'ANTIN 75002 PARIS FRANCE (東京都中央区日本橋3丁 目11番地1号)	144,300	3.21%	144,300	2.86%
羽成 正己	東京都板橋区	62,000	1.38%	62,000	1.23%
ネクストイノベーション 株式会社	東京都渋谷区桜丘町26番地 1号	61,000	1.36%	61,000	1.21%
コムシード従業員持株会	東京都千代田区神田駿河台 三丁目2番地	51,700	1.15%	51,700	1.02%
細島 博雄	東京都台東区	44,100	0.98%	44,100	0.87%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目 4番1号	39,800	0.89%	39,800	0.79%
シティバンク ホンコ ン サブアカウント キャピタルセキュリ ティーズコープ (常任代理人シティバン ク銀行株式会社)	CAPITAL CENTER, NO.101, SUNG JEN RD, TAIPEI TAIWAN RON 110 ATTEN: VINGSONG HSU TAIWAN (東京都品川区東品川2丁 3番地14号)	39,800	0.89%	39,800	0.79%
計		3,090,700	68.73%	3,645,477	72.17%

(注) 1. 平成26年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日現在の発行済株式総数に、サイカン社及びマイルストーン社に割当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式及び本新株予約権の目的である株式を合算した総数554,777株(議決権5,547個)を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第22期）及び四半期報告書（第23期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間において以下の追加が生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したもので、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（追加事項）

#### （16）株式価値の希薄化について

当社は、平成26年5月12日開催の当社取締役会において、株式会社サイカンを割当先とする第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行とマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第2回新株予約権証券の発行を決議いたしました。株式会社サイカンに割り当てる第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の目的である株式の総数は277,777株、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる第2回新株予約権証券の目的である株式の総数は277,000株となっております。

平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数は4,513,400株（議決権の数44,968個）で、本第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権証券が全て行使された場合に発行される当社株式は554,777株（議決権の数5,547個）となり、現在の当社の発行済株式総数に対する割合は12.29%（議決権の総数に対する割合は12.34%）となります。したがって、本第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権証券が全て行使され株式が発行された場合、当社1株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場の動向によっては需要供給のバランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第22期有価証券報告書の提出日（平成25年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月27日提出の臨時報告書）

#### 1. 提出理由

平成25年6月26日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

## (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

## (2) 当該決議事項の内容

## 第1号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

株式会社サイカン、株式会社応援団、オズミックコーポレーション株式会社、ネクストイノベーション株式会社に対して募集株式の発行をする。

## 第2号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を120,000株から180,000株に増加させる。

## 第3号議案 取締役5名選任の件

羽成正己、塚原謙次、角田俊久、趙容峻、沈宰範を取締役に選任する。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

飯田三郎、島根伸治を監査役に選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	25,794	109		（注1）	可決（99.58%）
第2号議案	25,803	100		（注1）	可決（99.61%）
第3号議案				（注2）	
羽成 正己	25,790	113			可決（99.56%）
塚原 謙次	25,790	113			可決（99.56%）
角田 俊久	25,790	113			可決（99.56%）
趙 容峻	25,790	113			可決（99.56%）
沈 宰範	25,790	113			可決（99.56%）
第4号議案				（注2）	
飯田 三郎	25,801	102			可決（99.61%）
島根 伸治	25,805	98			可決（99.62%）

（注1） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

（注2） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

（平成25年10月1日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等に関し、異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

存続する監査公認会計士等  
 太陽A S G有限責任監査法人  
 消滅する監査公認会計士等  
 霞が関監査法人

(2) 当該異動の年月日

平成25年10月1日

(3) 消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成25年6月26日

(4) 消滅する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である霞が関監査法人（消滅監査法人）が、平成25年10月1日付で、太陽A S G有限責任監査法人（存続監査法人）と合併したことに伴うものであります。

これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等は太陽A S G有限責任監査法人となります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見

特段の意見はないとの申し出を受けております。

3．資本金の増減があった場合

後記「第四部 組込情報」に記載の第22期有価証券報告書に記載された資本金等について、当該有価所見報告書の提出日（平成25年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年5月12日）までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年6月28日 （注）1	7,634	45,134	62,484	631,367	62,476	62,476
平成25年10月1日 （注）2	4,468,266	4,513,400		631,367		62,476

（注）1．第三者割当増資 発行価格16,369円、資本組入額8,185円、払込金総額124,960千円

2．普通株式1株を100株に分割

#### 4．最近の業績の概要について

平成26年5月12日開催の取締役会において決議された第23期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	83,021	127,013
受取手形	-	3,500
売掛金	100,033	173,190
商品及び製品	8,080	7,053
原材料及び貯蔵品	5,155	3,630
前渡金	3,181	1,008
前払費用	13,426	9,430
未収入金	-	24,882
未収消費税等	6,964	-
未収還付法人税等	3,195	3
その他	768	738
貸倒引当金	11	7
流動資産合計	223,815	350,441
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,527	15,527
減価償却累計額	<sup>2</sup> 5,370	<sup>2</sup> 7,201
建物（純額）	10,156	8,326
工具、器具及び備品	45,771	47,258
減価償却累計額	30,794	35,520
工具、器具及び備品（純額）	14,976	11,738
リース資産	5,360	-
減価償却累計額	5,104	-
リース資産（純額）	255	-
有形固定資産合計	25,388	20,064
無形固定資産		
商標権	33	-
電話加入権	448	448
ソフトウェア	11,255	16,115
コンテンツ資産	13,722	5,055
無形固定資産合計	25,459	21,619
投資その他の資産		
投資有価証券	50	-
長期前払費用	13,681	-
差入保証金	25,062	24,152
破産更生債権等	38,665	30,717
貸倒引当金	38,665	30,717
投資その他の資産合計	38,793	24,152
固定資産合計	89,641	65,836
資産合計	313,456	416,277

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	36,261	115,678
短期借入金	50,000	-
1年内返済予定の長期借入金	-	16,668
リース債務	179	-
未払金	11,016	18,729
未払費用	5,168	2,422
未払法人税等	1,129	4,110
未払消費税等	-	9,418
預り金	3,888	1,953
その他	114	-
流動負債合計	107,759	168,980
固定負債		
長期借入金	-	33,332
退職給付引当金	10,806	10,269
役員退職慰労引当金	19,329	19,329
長期預り保証金	2,427	2,427
固定負債合計	32,562	65,357
負債合計	140,322	234,338
純資産の部		
株主資本		
資本金	568,883	631,367
資本剰余金		
資本準備金	-	62,476
資本剰余金合計	-	62,476
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	378,393	494,549
利益剰余金合計	378,393	494,549
自己株式	17,355	17,355
株主資本合計	173,134	181,939
純資産合計	173,134	181,939
負債純資産合計	313,456	416,277

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	671,846	894,946
売上原価	556,687	646,697
売上総利益	115,158	248,248
販売費及び一般管理費	1 410,663	1 343,581
営業損失( )	295,505	95,333
営業外収益		
受取利息	39	20
業務受託料	4,285	-
貸倒引当金戻入額	1,715	2,268
その他	1	160
営業外収益合計	6,041	2,449
営業外費用		
支払利息	207	382
支払手数料	-	3,657
株式交付費	-	1,984
営業外費用合計	207	6,025
経常損失( )	289,672	98,909
特別利益		
投資有価証券売却益	1,344	-
特別利益合計	1,344	-
特別損失		
固定資産売却損	2 5,000	2 -
固定資産除却損	3 10	3 -
減損損失	4 29,901	4 14,956
早期割増退職金	2,894	-
特別損失合計	37,806	14,956
税引前当期純損失( )	326,134	113,866
法人税、住民税及び事業税	950	2,290
法人税等調整額	21,430	-
法人税等合計	22,380	2,290
当期純損失( )	348,515	116,156

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	568,883	29,877	29,877	17,355	521,650	521,650
当期変動額						
新株の発行						
当期純損失（ ）		348,515	348,515		348,515	348,515
当期変動額合計		348,515	348,515		348,515	348,515
当期末残高	568,883	378,393	378,393	17,355	173,134	173,134

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	568,883			378,393	378,393	17,355	173,134	173,134
当期変動額								
新株の発行	62,484	62,476	62,476				124,960	124,960
当期純損失（ ）				116,156	116,156		116,156	116,156
当期変動額合計	62,484	62,476	62,476	116,156	116,156		8,804	8,804
当期末残高	631,367	62,476	62,476	494,549	494,549	17,355	181,939	181,939

## (4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	326,134	113,866
減価償却費	26,702	19,250
投資有価証券売却損益( は益)	1,344	-
固定資産売却損益( は益)	5,000	-
固定資産除却損	10	-
減損損失	29,901	14,956
貸倒引当金の増減額( は減少)	8	7,951
退職給付引当金の増減額( は減少)	732	537
受取利息及び受取配当金	39	20
支払利息	207	382
新株発行費	-	1,984
売上債権の増減額( は増加)	23,913	76,657
たな卸資産の増減額( は増加)	1,964	2,552
仕入債務の増減額( は減少)	16,678	80,136
その他の流動資産の増減額( は増加)	11,703	15,671
前払費用の増減額( は増加)	16,387	4,358
長期前払費用の増減額( は増加)	4,484	6,372
破産更生債権等の増減額( は増加)	-	7,948
その他の流動負債の増減額( は減少)	11,728	9,243
前受収益の増減額( は減少)	46,475	-
小計	282,864	76,235
利息及び配当金の受取額	39	20
利息の支払額	268	394
法人税等の支払額	2,284	949
法人税等の還付額	-	3,192
営業活動によるキャッシュ・フロー	285,378	74,366
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	-	1,487
無形固定資産の取得による支出	34,078	3,000
無形固定資産の売却による収入	8,000	-
投資有価証券の売却による収入	26,376	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	297	4,437
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	50,000	-
短期借入金の返済による支出	-	50,000
長期借入れによる収入	-	50,000
リース債務の返済による支出	1,097	179
株式の発行による収入	-	124,960
株式の発行による支出	-	1,984
財務活動によるキャッシュ・フロー	48,902	122,796
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	236,178	43,991
現金及び現金同等物の期首残高	319,200	83,021
現金及び現金同等物の期末残高	83,021	127,013

## (5) 財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社りそな銀行と当座貸越契約を締結しておりましたが、平成25年7月8日に当該契約を解約いたしました。当座貸越契約に係る事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)	
当座貸越極度額	150,000千円	当座貸越極度額	千円
借入実行残高		借入実行残高	
未実行残高	150,000	未実行残高	

## 2 減価償却累計額

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

## (損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11%、当事業年度8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89%、当事業年度92%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
広告宣伝費	39,571千円	23,568千円
役員報酬	41,104	39,851
給料手当	157,799	134,571
法定福利費	25,884	21,111
支払報酬	22,830	21,489
減価償却費	9,151	7,922
支払地代家賃	26,716	25,109
支払手数料	24,366	22,762

## 2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
ソフトウェア	5,000千円	-

## 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
工具器具備品	10千円	-

## 4 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区	モバイル事業	前払費用	1,050千円
		ソフトウェア	18,600
		長期前払費用	3,723
	小計		23,373
	その他事業 (PC用オンラインゲームの運営)	工具器具備品	3,750
		長期前払費用	2,777
小計		6,527	
合計			29,901

当社はキャッシュフローを生み出す最小単位として資産用途により、事業用資産については主に事業区分ごとの部門単位に資産のグルーピングを行っております。

モバイル事業の一部サービス及びその他事業において、当初計画していた収益性を下回る資産について、今後の計画の見直しを実績に基づいて行った結果、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

モバイル事業の回収可能価額は使用価値により測定しております。前払費用及びソフトウェアについては将来キャッシュ・フローがマイナスのため割引率の算定はしておりません。また、長期前払費用については将来キャッシュ・フローを4.9%で割り引いて算定しております。

その他事業の回収可能価額は、工具器具備品については正味売却価額により測定しており、税法規定等に基づく残存価額を正味売却価額として算定しました。また、長期前払費用については使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため割引率の算定はしておりません。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区	モバイル事業	前払費用	7,647千円
		長期前払費用	7,309
合計			14,956

当社はキャッシュフローを生み出す最小単位として資産用途により、事業用資産については主に事業区分ごとの部門単位に資産のグルーピングを行っております。

モバイル事業において、当初計画していた収益性を下回る資産（最低保証許諾料）について、今後の計画の見直しを実績に基づいて行った結果、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額の算定にあたっては、保守的に使用価値を零として算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	37,500			37,500
合計	37,500			37,500
自己株式				
普通株式	166			166
合計	166			166

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	37,500	4,475,900		4,513,400
合計	37,500	4,475,900		4,513,400
自己株式				
普通株式（注）2	166	16,434		16,600
合計	166	16,434		16,600

（注）1．普通株式の株式数の増加4,475,900株は、定時株主総会決議に基づく第三者割当による新株の発行による増加7,634株、取締役会決議に基づく株式分割による増加4,468,266株によるものです。

2．自己株式の株式数の増加16,434株は、取締役会決議に基づく株式分割によるものです。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

## （キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	83,021千円	127,013千円
現金及び現金同等物	83,021	127,013

## （持分法損益等）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## 1．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、従来「モバイル事業」と「その他事業」の2つを報告セグメントとしておりましたが、平成24年12月31日をもって「その他事業」を終了したため、「モバイル事業」のみとなっております。当社は、情報サービスの事業内容に基づき包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

## 2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成のために採用している会計処理と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	モバイル事業	その他事業 (注) 3	計		
売上高					
外部顧客への売上高	649,857	21,988	671,846	-	671,846
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	649,857	21,988	671,846	-	671,846
セグメント利益又はセグメント損失( )	116,192	19,347	135,540	159,965	295,505
セグメント資産	194,287	-	194,287	119,169	313,456
その他の項目					
減価償却費	25,169	1,488	26,657	45	26,702
特別損失(減損損失)	(23,373)	(6,527)	(29,901)	-	(29,901)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	41,278	-	41,278	-	41,278

(注) 1．調整額は、以下の通りであります。

- (1)セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 159,965千円は、主に管理部門に係る人件費及び経費であります。
  - (2)セグメント資産の調整額119,169千円は、各セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、投資有価証券、差入保証金であります。
  - (3)減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない管理部門に係る減価償却費であります。
- 2．セグメント損益は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 3．その他事業であったPC用オンラインゲーム事業を、平成24年12月31日をもって終了いたしました。
- 4．セグメント負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、フィーチャーフォン及びスマートフォン並びにパソコンのインターネットを通じてユーザーやパチンコ・パチスロホールに対し、コンテンツの提供や情報の配信を行う「モバイル事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	46.37円	40.46円
1株当たり当期純損失金額（ ）	93.35円	26.93円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3．1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
当期純損失金額（ ）（千円）	348,515	116,156
普通株主に帰属しない金額（千円）		
普通株式に係る当期純損失金額（ ）（千円）	348,515	116,156
期中平均株式数（株）	3,733,400	4,312,747

## （重要な後発事象）

## 1. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の募集

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の募集を行うことを決議しました。

概要は、以下のとおりであります。

## 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成26年5月29日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は2,500,000円（額面100円につき金100円） 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	277,777株
(5) 資金調達の額	100,000,000円
(6) 転換価額	360円（転換価額の修正条項は付されておりません。）
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額を株式会社サイカンに割り当てる。
(8) 資金使途	『グリパチ』向けiOS版アプリの開発費及びスマートフォンネイティブアプリの開発費等

## 第2回新株予約権

(1) 割当日	平成26年5月29日
(2) 新株予約権の総数	277個
(3) 発行価額	総額1,495,800円（新株予約権1個につき5,400円）
(4) 当該発行による潜在株式数	277,000株（新株予約権1個につき1,000株）
(5) 資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	101,215,800円 （内訳）本新株予約権発行による調達額： 1,495,800円 本新株予約権行使による調達額： 99,720,000円
(6) 行使価額	1株当たり360円（固定）
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をマイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社に割り当てる。
(8) 資金使途	スマートフォンネイティブアプリの開発費等

詳細については本日公表いたしました「第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 業績条件付募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、本日開催の取締役会において、業績条件付募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行を行うことを決議しました。

概要は、以下のとおりであります。

## 業績条件付募集新株予約権（有償ストック・オプション）

(1) 割当日	平成26年5月29日
(2) 新株予約権の総数	1,200個
(3) 発行価額	新株予約権1個につき200円
(4) 当該発行による潜在株式数	120,000株
(5) 資金調達額	240,000円
(6) 行使価額	399円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	当社取締役、監査役、執行役員及び従業員
(8) 行使条件	<p>本新株予約権者は、平成27年3月期から平成29年3月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）から（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までにそれぞれ行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>(a) 営業利益が3億円を超過した場合 行使可能割合：20%</p> <p>(b) 営業利益が4億円を超過した場合 行使可能割合：50%</p> <p>(c) 営業利益が5億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>本新株予約権者は、上記に定める（a）から（c）の条件を充たす前に、平成27年3月期から平成29年3月期のいずれかの期で営業損失を計上した場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。</p>

詳細については本日公表いたしました「業績条件付募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第23期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

コムシード株式会社  
取締役会 御中

### 太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第23期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コムシード株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月27日

コムシード株式会社

取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 誠 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年5月24日開催の取締役会において、平成25年6月26日開催の定時株主総会に、「第三者割当による募集株式の発行の件」について付議することを決議し、同株主総会にて承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシード株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、コムシード株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。